

家庭から出る紙類はきちんと分別して出しましょう

【紙類の出し方】

① 5種類に分類してください

- 新聞紙 (チラシ含む)
- 段ボール (60cm以内にたたむ)
- 雑誌・本



- 紙パック (内側の白いもののみ 水洗いし乾燥させる)



- 雑紙類 (紙袋か資源ごみ袋に入れる)



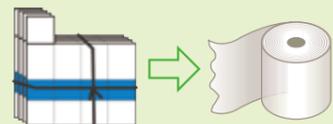
注) 雑紙類に出せない紙

紙コップ、シール・シール台紙、写真、感熱紙などは資源化できないので、「もやせるごみ」として出してください。

② 丈夫な紐で必ず十字に結んでください

③ 汚れたものやぬれたものは「もやせるごみ」として出してください

【紙パックリサイクル】



飲み終わった後の紙パック、「資源ごみ」で出していますか？
紙パックは良質なパルプから作られているため、リサイクルの原料になる大切な資源です。少しの手間をかけるか、かけないかで、ただ燃やされるか、貴重な資源としてリサイクルされるかが決まります。

1リットルの牛乳パック6枚で、トイレットペーパー1個に生まれ変わります。
捨てずにリサイクルしましょう。ぜひ、少しの手間をお願いします。

分け方・出し方が不安な場合や分からない場合は、下記にお問い合わせください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:奈良)

使用済小型家電・古着等を回収します(無料)

小型家電から抽出されるリサイクル金属は、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に提供します。ご家庭で使わなくなった小型家電がメダルに生まれ変わります。回収にご協力ください。

詳しい品目は、9月に配布するチラシで確認してください。

- 回収日時 平成30年9月8日(土) 午前9時～午前11時
- 場 所 役場前駐車場
- 回収品目 使用済小型家電 59品目(昨年と同じ ※サイズは問いません)
古着・古布・靴類・バック類



古着・靴類・バック類に分別し透明な袋に入れて出します。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:奈良)

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の追納をおすすめします!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

【平成31年3月31日までに追納する場合の保険料額】

〈月額〉

期 間	全 額 免 除 法 定 免 除 納 付 猶 予 学 生 納 付 特 例	一 部 免 除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成 20 年 4 月～ 21 年 3 月分	15,170 円	11,380 円	7,580 円	3,790 円
平成 21 年 4 月～ 22 年 3 月分	15,260 円	11,440 円	7,630 円	3,810 円
平成 22 年 4 月～ 23 年 3 月分	15,520 円	11,640 円	7,760 円	3,880 円
平成 23 年 4 月～ 24 年 3 月分	15,310 円	11,470 円	7,650 円	3,820 円
平成 24 年 4 月～ 25 年 3 月分	15,160 円	11,360 円	7,580 円	3,780 円
平成 25 年 4 月～ 26 年 3 月分	15,130 円	11,350 円	7,570 円	3,780 円
平成 26 年 4 月～ 27 年 3 月分	15,280 円	11,460 円	7,640 円	3,820 円
平成 27 年 4 月～ 28 年 3 月分	15,610 円	11,700 円	7,800 円	3,900 円
平成 28 年 4 月～ 29 年 3 月分	16,260 円	12,190 円	8,130 円	4,060 円
平成 29 年 4 月～ 30 年 3 月分	16,490 円	12,370 円	8,240 円	4,120 円

・免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

・上記 部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

〈追納に関する注意事項〉

- ①一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。(例えば、3/4 免除の期間を追納する場合は、残りの 1/4 の保険料を納めている必要があります。)
- ②老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- ③追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。
- ④追納するためには、申し込みが必要です。
「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へ提出ください。(郵送による提出も可能です)

後納制度の お知らせ

免除や納付猶予を受けていない期間で保険料を納めていない期間は、2年を経過すると納めることができませんが、平成30年9月までに限り、過去5年分まで納めることができます。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:菊地)
大河原年金事務所 ☎0224-51-3115